見直しテーマ④・⑤『支払規定・決済方法の見直し』に係る見直し案

● 現在の状況

【大津市議会政務活動費交付規程別表】

支出手続	１～３　（略） ４　支出方法については、口座振込又は支払先による集金等後払いを原則とし、クレジットカード、ポイントカード等の経済的付加価値が個人転化される決済方法をとってはならない。ただし、次の各号に列挙する経費については、会派所属議員の立替払によることができる。 ⑴　行政庁等備付けの調査研究資料の交付請求経費 ⑵　有料道路等の通行料 ⑶　駐車料金 ⑷　古書、廃版書籍等の後日入手が困難と認められる調査研究資料及び書籍代 ⑸　当該政務活動費の支出が緊急を要し、かつ、あらかじめ予測することが困難であると議長が個別に認めた経費 ５　（略）

→　支出方法は、口座振込又は集金等後払い（＝現金払い）を原則とし、クレジットカード、ポイントカード等の経済的付加価値が個人転化される決済方法を認めていない。

● 見直し案

クレジットカードなどのキャッシュレス支払いについては、裁判例においてこれを否定するものはなく、また、全国市議会議長会「政務活動費に関するＱ＆Ａ」においても、その支払いは可能としている。ただし、支払いで得られるポイントについては、現在も、「経済的付加価値が個人転化される決済方法をとってはならない」と定めていることから、個人として利益を得ているとの疑念を持たれないように、その取扱いを定めるものとする。

【全国市議会議長会「政務活動費に関するＱ＆Ａ」（抜粋）】

Ｑ　クレジットカードの使用は可能ですか。また、クレジットカードの使用に伴い生じるポイントの取扱いは、どのようにすれば良いのですか。

Ａ　政務活動費の支払においてクレジットカードを使用することを認めない判例等は見当たりませんので、クレジットカードの使用自体は可能と考えられます。

クレジットカードの使用により生じるポイントについて、政務活動費を支出して物品を購入する際に、その一部にこれを充てることを否定する判例等は見当たりません。

（以下略）

１　クレジットカード払いに係るルール

項目	内容
クレジットカードの指定	会派所属議員名義の政務活動費の支払いにのみ利用する専用のクレジットカードを指定するものとする。 なお、専用のクレジットカードを指定したときは、会派の経理責任者に対し、その旨を報告するものとする。
ポイントの取扱い	クレジットカードの利用によりポイントが付与された場合は、政務活動にのみこれを利用することができる。
クレジットカードの利用方法	クレジットカードの利用後は、立替払いと同様の方法で処理するものとし、支払方法は、一括払いのみとする。
支出伝票への添付書類	支出伝票には、領収書、レシート又はその他これらと同様の内容を記載した書類を添付するものとする。
利用明細書及び通帳の写し等の引き落とし事実を確認できる書類の提出	収支報告書の提出時にあわせて、クレジットカード利用明細書及び当該利用に係る通帳の写し等の引き落とし事実を確認できる書類を提出するものとする。
年度末等におけるクレジットカードの利用の取扱い	年度末、改選前等にクレジットカードを利用する場合は、クレジットカード会社への支払い（口座引き落とし）が収支報告書の提出期限に間に合うもののみ政務活動費での支払いを認めるものとする。
クレジットカードの利用終了後の取扱い	専用のクレジットカードの指定を終了するときは、会派の経理責任者に対し、その旨を報告するものとする。 なお、終了時に政務活動費の支払いで生じたポイントが残っている場合は、当該ポイント分に相当する金額を市に返還するものとする。ただし、指定の終了とともに当該クレジットカードを解約する場合は、市への返還は不要とする。
クレジットカードの年会費	クレジットカードの年会費は、政務活動費から支出することはできないものとする。

【見直し内容の説明】

現状においても経済的付加価値が個人転化される決済方法をとってはならないと定めていることを踏まえ、政務活動費の支払いにのみ利用する専用のクレジットカードを指定することで、当該支払いで生じたポイントは、次回以降のクレジットカードによる政務活動費の支払いにのみ利用するものとし、私的な支払いにポイントを利用することができないルールとする。

また、専用のクレジットカードを指定せずに、普段利用のクレジットカードをそのまま使用した場合は、経理担当者において使用の都度、ポイントの確認やポイント付与額の清算などの事務手続が生じる可能性があるところ、専用のクレジットカードを設けることでこれらの事務手続を省くことができる。

２　電子マネー払いに係るルール

項目	内容
電子マネーの種類	政務活動費の支払いにのみ利用する専用のクレジットカードの付帯サービスである、クレジットカード系電子マネーとする。 なお、電子マネーを利用するときは、会派の経理責任者に対し、その旨を報告するものとする。 （代表例）iD、QUICPay、Visa のタッチ決済
電子マネーの利用方法	電子マネーの利用後は、立替払いと同様の方法で処理するものとする。
支出伝票への添付書類	支出伝票には、領収書、レシート又はその他これらと同様の内容を記載した書類を添付するものとする。
利用明細書及び通帳の写し等の引き落とし事実を確認できる書類の提出	収支報告書の提出時にあわせて、クレジットカードの利用明細書及び当該利用に係る通帳の写し等の引き落とし事実を確認できる書類を提出するものとする。
年度末等における電子マネーの利用の取扱い	年度末、改選前等に電子マネーを利用する場合は、クレジットカードの会社への支払い（口座引き落とし）が収支報告書の提出期限に間に合うもののみ政務活動費での支払いを認めるものとする。
ポイントの取扱い	ポイントが付与された場合は、政務活動にのみこれを利用することができる。
電子マネーの利用終了後の取扱い	電子マネーの利用を終了するときは、会派の経理責任者に対し、その旨を報告するものとする。
電子マネーの年会費	電子マネーの年会費は、政務活動費から支出することはできないものとする。

【見直し内容の説明】

政務活動費の支払いにのみ利用する専用のクレジットカードの付帯サービスである、クレジットカード系電子マネーであれば、当該クレジットカードのポイントとの一元管理となるため、私的な支払いにポイントを利用することができないルールとなる。